

平成 25 年 12 月 9 日  
法曹養成制度改革推進室

## 法科大学院に対する法的措置について（案）

### 1. 趣旨

法科大学院が、司法試験、司法修習との有機的連携の下、専ら法曹養成のための教育を行う専門職大学院（専門職大学院設置基準等、法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律等）であり、その修了者に対して司法試験受験資格が与えられている現行制度への信頼を確保するために、法曹養成制度関係閣僚会議決定（平成 25 年 7 月 16 日）を踏まえ、公的支援の見直しの強化策等の施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、組織見直しを促進するために必要な法的措置を講じることを検討する。

### 2. 基本的方向性

- 法曹養成制度検討会議における議論において法的措置の速やかな導入について慎重な意見が多かった経緯を踏まえ、まずは公的支援の見直し強化策等の施策の実施を通じて、各大学における自主的な組織見直しを促すことを基本とする。ただし、当該措置を講じても一定期間内に法科大学院の組織見直しが進まないと判断される場合には必要な法的措置を行うことを検討する。
- その具体的な在り方については、法曹人口、予備試験の在り方の検討とも整合性を図りつつ、更なる組織見直しを促進するという観点から検討することとし、その際、大学教育の特性を踏まえつつ、設置認可、認証評価、司法試験受験資格等の関係、法的措置の具体的内容、当該措置の判定基準、手続等を整理する。
- 各措置の対象となる法科大学院の判定に当たっては、法曹養成制度検討会議等で問題として指摘されてきた司法試験合格率が著しく低い、入学者選抜の状況、入学定員の充足状況、教育水準（教育内容、教員の質、成績評価等）に課題が大きいことなどを踏まえた基準を設定し、総合的に判断することを基本とする。
- 組織見直しを促進する措置の発動については、既に在学している学生へ不利益が及ぶことのないよう配慮することを検討する。

### 3. 検討のスケジュール

平成 25 年度	法的措置の基本的方向性の提示
平成 26 年度～ 平成 27 年度	閣僚会議決定に基づく公的支援の見直し強化策等の施策の制度化、実施
7 月 15 日まで	法的措置の内容や指標など具体的在り方の検討、結論

## 法科大学院に対する法的措置について

### 現状

#### 公的支援の見直し強化策の公表

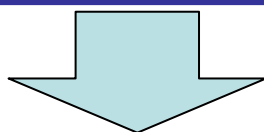
⇒ 平成27年度より実施

##### 【財政支援】

- 全ての法科大学院について、司法試験合格率、入学定員充足率等の指標を総合的に勘案して3つの類型に分類。
- それぞれに基礎額・加算条件を設定して、公的支援を配分  
(例: 第3類型の場合、平成27年度は50%、平成28年度は0%まで基礎額減額)

##### 【人的支援】

- 上記財政支援の第3類型及び第2類型(一部)のうち直近入学者数10名未満の法科大学院について、裁判官及び検察官等の教員派遣を行わない



一定期間内に組織見直しが進まない場合

### 対応

課題が深刻で改善の見込みの無い法科大学院について、  
組織見直しを促進するため必要な法的措置

⇒ 具体的な制度の在り方は、平成27年7月までに結論

設置認可、適格認定、司法試験受験資格との関係などに  
着目して方策を幅広く検討。その際、以下の点に留意。

- 大学教育の特性に配慮
- 適格認定の厳格化
- 司法試験合格状況、教育状況その他法的措置  
を行う際の指標のあり方 等

【参考】

## 法曹養成制度改革の推進について（関係部分抜粋）

平成25年7月16日

法曹養成制度関係閣僚会議決定

### 第4 法曹養成制度の在り方

#### 2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。
  - ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
  - イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。
  - ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

## 法曹養成制度検討会議取りまとめ（関係部分抜粋）

平成25年6月26日

### 2 法科大学院について

#### (1) 教育の質の向上、定員・設置数、認証評価

(略)

- ・ 文部科学省においては、司法試験合格率や入学競争倍率などにおいて深刻な課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために、公的支援見直しを実施しており、これまでに8校が学生募集停止を実施又は公表しているものの、いまだ深刻な課題を抱える法科大学院は存在していることから、現行の施策の効果を見極めつつ、これを更に促進する方策を加速・強化するとともに、連携強化や改組転換等を促すなど積極的な改善策についても進める必要がある。また、このような課題を抱える法科大学院への裁判官及び検察官等の教員としての派遣についても、同様に見直しを行うべきである。
- ・ 教育状況に課題のある法科大学院については、公的支援の見直しの更なる強化をはじめ、その浮揚に向けた総合的方策を展開し、組織見直しを加速させる。  
こうした施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとする。法的措置の内容を含めた具体的な制度の在り方については、大学教育の特性に配慮するとともに、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意し、司法試験合格状況、教育状況その他法的措置を行う際の指標の在り方も含め、第4で述べる新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきである。  
なお、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。
- ・ 上記のような課題を抱える法科大学院の自主的な取組の促進と合わせて、法科大学院の浮揚に向けた総合的方策を展開することも必要である。法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院については、特色ある教育等の取組を先導的に行うことや、教育資源を有効活用した改組転換、法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化を推進するために必要な支援を行うべきである。